

広島県告示第五百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、令和四年七月二十八日までの間、縦覧に供する。

令和四年七月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道三二四号	庄原市東城町小奴可字要害五一八七番一地从先から庄原市東城町小奴可字要害五一八六番五地先まで	令和四年七月一四日